場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑭　本工事に関係する四国地方整備局（港湾空港部除く。）及び香川河川国道事務所の発注者支援業務等の契約者等（契約者及び契約予定者となったコンサルタント（設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元及び出向元を含む。）をいう。以下同じ。）及び当該発注者支援業務の契約者等と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本工事に参加することができない。なお、「本工事に参加」とは、本工事の入札に参加すること及び本工事の下請けとして参加することをいう。

⑮　成立する予算の状況により、本案件の手続きを延期又は取り止める場合がある。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Hirai Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :

A　Construction work of the Shininohana tunnel pavement (Kagawa section)

B　Construction work of the Shininohana tunnel pavement (Tokushima section)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 8 April 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 10 June 2019(tenders bring with 2 : 00 P.M. 31 July 2018 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 10 June 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport TakamatsuCity, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年3月6日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　稲田　雅裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第31号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成31年度福岡空港滑走路増設用地造成外工事（第２次）

⑶　工事場所　福岡市博多区福岡空港内

⑷　工事内容　本工事は、福岡空港のエプロン・誘導路を新設及び改良するもので、準備工、構造物撤去工、空港舗装工、空港土工、付帯施設工、排水構造物工、飛行場標識工及び緑地工を施工するものである。

⑸　工期　平成32年３月25日まで

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和53年４月２日以降に生まれた者とする。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒀　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒁　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒂　本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る平成31年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における平成31・32年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における平成31・32年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,250点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における平成31・32年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,050点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,050点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの盛土工事。

②　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの盛土工事。

さらに、他の構成員は、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの盛土工事。

なお、①及び②において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。